

報第2号

岐阜県教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の制定について

教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、岐阜県教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の制定について、令和2年3月10日に次のとおり専決したので報告し、その承認を求める。

令和2年3月19日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長

安 福 正 寿

<根拠法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

第4条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

岐阜県教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の制定について

1 制定の趣旨

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号。）第四十条の規定に基づき、岐阜県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局及び教育委員会の所管に属する学校に勤務する非常勤職員のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 規程の内容

教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校に勤務する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について規定する。

（勤務時間、休暇等については、岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二条から第十一条までの規定を準用する。）

3 施行日

令和2年4月1日

める。

岐阜県教育委員会公計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程を次のように定

各県立学校
事務局一般

岐阜県教育委員会訓令甲第一号

令和二年三月十日

岐阜県教育委員会
教育長 安福正寿

岐阜県教育委員会公計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

第一条 この規程は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭

和三十二年岐阜県条例第二十九号)第四十条の規定に基づき、岐阜県教育委員会(以

下「教育委員会」といふ。)の事務局及び教育委員会の所管に属する学校に勤務する会

計年度任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二

第一項第一号に掲げる職員をいう。以下同じ。)の勤務時間、休暇等に関する必要な事項

を定めるものとする。

第二条 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校に勤務する会計年度任

用職員の勤務時間、休暇等は、岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規

則(令和一年岐阜県規則第十四号)第一条から第十一条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるも

のとする。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）第四十条の規定に基づき、岐阜県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局及び教育委員会の所管に属する学校に勤務する会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第二条 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校に勤務する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は、岐阜県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和二年岐阜県規則第十四号）第二条から第十二条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。